

宗門為本の戒律思想

上　田　靈　城

江戸仏教の検討は、幕藩体制との関係、教団の問題、宗学の面、民衆教化の面、習俗信仰としての仏教、仏教の墮落の面など各方面からなされているが、戒律運動の検討も等閑にできない。この小論は枚数に制限があるので、細部の論証は他の機会に譲つて、江戸仏教の戒律思想を概観したい。

江戸期の興律運動は、僧風刷新、宗門革新の意図を有する点では、当時の廢仏論への対応を示したものであり、その点で社会的評価も受け民衆の期待も大きかつたが、超宗派的な運動とはならず、逆に各宗門為本の性格が強くなり、戒觀が宗学に融合され、排他的な戒學論説を繰り返して初期の意図から離れて行く結果となる。

鎌倉期、大悲興正二菩薩による興律運動の結果形成された律宗教團は、鑑真の律宗とは異なる。別受為本の印度中国的伝統に立つ鑑真に対しても、鎌倉期律宗は通受為本の戒觀を発明し、鑑真の趙宗派的受戒權に対しても、鎌倉期には既に山門の大乘戒壇が別立て新仏教の殆どがこの系列に入り、南都律宗は南都六宗と眞言宗、それに臨済宗の一部の人へ受戒權を行使する律宗團であつた。その律宗が、近世までに、招提寺、戒壇院、泉涌寺、西大寺の四ヶ本山を有する四派として定着し、各派を中心へ受戒權を行使し、前二者は元照（資持家）に依拠して円宗戒觀を奉じて南山律宗の正系を標榜

し、法相戒觀に拠る西大寺派と対立していた。
近世興律の始祖明忍を評して「嘉禎の追蹤」と意義づけたのは、元政の「明忍律師行業記」に始まり、以後の諸伝も皆これに倣つてゐる。即ち、嘉禎二年、大悲興正ら四哲の自誓通受比丘の誕生が鎌倉期興律の発端となつたことをふまえて、明忍を鎌倉期律宗の再興者と位置づけるのである。明忍は西大寺に律學した。この点を重視した道澈の「明忍律師行業曲記」は、明忍を、興正忍性兩菩薩の戒律の復古者となす。律宗の中でも西大寺派明忍のイメージが強く出される。従つて、たとえ始祖明忍が、鑑真の超宗派的戒律の再興を念願していたとしても、明忍以後の楓尾、野中寺、大鳥の三僧坊を始め、新別處、久修園院など江戸初期の律院律僧には、南山道宣を本祖とし明忍を中祖とする一宗門としての意識が強く、律宗為本を標榜する。このことは、これら僧坊の僧制が律為本を表明し、律為本を揚言する律僧の姿勢にも窺える。

このようないう律宗中心の初期興律運動の中に育つた人々の中から、江戸中期頃から、各宗門為本の戒觀が提唱される。眞言律、淨土律、天台律、法華律、禪律、融通律など宗門名を冠した通称で呼ばれる法律家である。靈雲寺淨嚴は大鳥派に律學しながら、師の提唱した真言律に於ては、密教的戒儀を用い、密教的戒體論を開拓し、梵綱經を密意を以て釈し、僧制の中で真言行人の規範を強調するなど、真言律が本の立場で密と律の融合が企てられている。慈空、靈潭、敬首など淨土律院を創始した律師は何れも律宗野中寺派に受具し或は律學した人々であるが、西大寺相伝の戒儀を捨てて湛然の十二門戒儀（天台系）、瓔珞經（天台系）に準拠した戒儀を自撰して用い、或は元照撰の菩薩戒儀（淨土色が濃い）を用い、或は四分律を捨てて十

誦律を依用するなど、小律兼学の点では南都と歩調を同じくするも、淨土宗為本、律宗離れの思想を打ち出してくる。安樂律の靈空は、久修園院宗覺と戒學論譯を反復したが「彈々妙立破盡之章」の中で「昔ハ台家ノ僧戒律ニ昧クシテ三僧坊ニ尋問タルコト有レドモ、今ハ我宗ニ戒律甚^タ明ナリ、他宗ニ往テ決スベキコト毫髮モ無シ」と述べて、天台宗為本の姿勢を表明している。

これら江戸中期の各宗の興律家には「戒ハ仏法ノ通軌」だと云う発言が共通に見られる。この発言の裏には「別ニ律宗ト名ヅクル一宗アルベキ道理ハ無ク候」（淨嚴・真言律弁）という意趣が含まれている。即ち、初期律宗系の律院僧坊を中心とした戒律の独占を否定して戒律を各宗派に分散帰属させ、受戒權を各宗派の律院に従属させる方向に進んだのが江戸中期の興律運動だと云えよう。

各宗門に持ち込まれた律院は何れも小律兼学で宗門刷新教団批判の姿態を示したが、これに対抗して宗團の現状擁護という保守的立場の戒律思想が擡頭する。この立場の人々は官僧を自称して從前の律僧律院を排斥し、宗祖の戒觀への復古を主張する。即ち律律に反対して卍山面山などの禪戒論が提唱され、宗祖道元に立返つて單受梵綱戒を用い禪戒一致の戒學を宣揚した。淨土律に対抗して淨土円頓戒こそ吉水相伝の受隨であることを主張したのが、大玄の「円戒啓蒙」、顯了の「淨土宗円頓戒玄談」、義柳の「淨土戒學纖路」である。小戒兼学の安樂律を排して宗祖の一向大乘戒への復古を叫んだのが円耳真流らの山家派で、世に云う安樂騷動まで起こした。真言宗徒は宗祖の三學錄の規定に従つて有部律を依用すべきことを強調し、四分兼学の真言律に挑んだのが、新別處、福王寺、松尾寺の三僧坊を中心とする有部律派の運動である。この派の戒觀の特色

は、四分を有部に代えたという表面上にあるのではない。三昧耶戒を為本とし、小律は僧儀を莊嚴する上の補助として用いるに過ぎないといい、本山僧徒の官僧としての現状の威儀を肯定することに努める点にある。

先に淨嚴の真言律が律宗を否定する戒觀を提倡し、今又有部律派が真言兼学の律宗を攻撃するに及んで、西大寺及その系列の野中寺大鳥派などの戒觀が真言宗化する。西大寺派の高秀の「螢灯双筆」、大鳥派実相の「秘密一乘尸遷眼髓」「旭照霜露編」、野中寺派法操の「密乘菩薩學律住僧儀」は何れも、靈雲寺派、有部律派の強い影響の下に密教戒觀を展開している。

西大寺派が真言律宗と世称されるのは宝曆前後からであるが、天明頃の記録には、戒壇院は華嚴律宗、知足院は法相律宗とされ、律宗は招提寺一派の呼称とされるに至る。このように江戸時代の戒律思想は、常に前車の轍を修正或は否定して継起しながら全体としては戒律の宗派化を進め、戒學を宗学の中に埋没させて行く。

その結果、戒學論譯は宗論、党論の様相を帯び、戒律の実践とはかけ離れた所で反復され、律家は再び民心を失うことになった。このような背景の中から、慈雲の正法律という、釈尊在世時の仏教々團への復帰を意図した超宗派的戒律思想が提唱される。この派は、結果的には真言律の一派の外觀に止まり明治以後は真言宗團の中に解消されてしまうが、その戒律思想は、別體為本と超宗派性の点で、江戸期の他のすべての戒觀とはきわめて対照的な位置を占めていることを見失つてはならない。